

## 第四回

### 参第八号

未復員者給与法の一部を改正する法律（案）

未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

扶養手当の月額は、扶養親族のうち妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）については六百円とし、その他の者については一人につき四百円とする。

附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

## 理 由

政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、同法第十六条の規定の一部を未復員者にも適用することが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。